

教育委員会の権限に属する事務における教育長の臨時代理の
報告及び承認について

杉並区教育委員会規則について、杉並区教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則第2条の2第1項の規定に基づき、令和5年12月27日付けで教育長の臨時代理により処理したので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり報告し、その承認を求める。

1 臨時代理により処理した規則

杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（杉並区教育委員会規則第47号）

2 臨時代理により処理した理由

令和5年12月27日に、東京都教育委員会は、次の趣旨から休暇制度の見直しを行い、学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布した（令和6年1月1日施行）。

- (1) 職員の育児と仕事との両立を支援する観点から、育児時間の利用期間を拡大する。
- (2) 今後の大規模な自然災害の発生に備える観点から、災害休暇の取得に係る要件を拡大する。
- (3) 職員の介護と仕事との両立を支援する観点から、介護休暇の期間・利用方法の取扱いを柔軟化する。

区費教員の休暇制度については都費教員と同一のものとする事となっており、杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の規定に基づき、特別区人事委員会に規則改正の承認申請を行い、12月27日に承認を得た。

この承認の後、規則を改正する必要があったが、教育委員会を招集するいとまがなかったため、教育長の臨時代理により、規則を改正した。

3 規則の内容

別紙のとおり

杉並区教育委員会規則第47号

杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成19年杉並区教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第25条第1項及び第2項ただし書中「1年3月」を「1年6月」に改める。

第31条第1項中「職員の現住居が」を削り、「滅失し、又は損壊したことにより、職員が当該住居の復旧作業等のため」を「次の各号のいずれかに該当する場合で、職員が」に、「場合」を「とき」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。
- (2) 職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。

第31条第2項中「又は損壊した」を「若しくは損壊した日又は生活に必要な水、食料等が著しく不足した」に改め、同条第3項中「又は損壊した」を「若しくは損壊したこと又は生活に必要な水、食料等が著しく不足した」に改める。

第35条第3項中「前項」を「介護休暇を承認された期間又は前項」に改め、「、第1項ただし書の規定により承認された介護休暇にあっては」を削り、「期間」を「各期間」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和6年1月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第25条に規定する育児時間、改正後の規則第31条に規定する災害休暇及び改正後の規則第35条に規定する介護休暇の請求等は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

| 新 | 旧 |
|---|--|
| <p>(育児時間)</p> <p>第25条 育児時間は、生後1年6月に達しない生児を育てる職員が生児を育てるための休暇とする。</p> <p>2 育児時間は、正規の勤務時間において、1生児（1回の出産で生まれた複数の生児は、1生児とみなす。以下同じ。）について1日2回それぞれ45分間承認する。ただし、教育委員会の承認を受けた場合には、1日について2回を超えず、かつ、90分を超えない範囲内で1回につき30分以上（生後1年に達し、かつ、生後1年6月に達しない生児にあっては、15分以上）で45分に15分を単位として増減した時間とすることができる。</p> <p>3～6 略</p> <p>(災害休暇)</p> <p>第31条 災害休暇は、<u> </u>地震、水害、火災その他の災害により次の各号のいずれかに該当する場合で、職員が 勤務しないことが相当と認められるときの休暇とする。</p> <p>(1) 職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。</p> <p>(2) 職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。</p> <p>2 災害休暇は、日を単位として、災害により現住居が滅失し、若しくは損壊した日又は生活に必要な水、食料等が著しく不足した日から起算して7日を超えない範囲内で必要と認められる期間承認する。</p> <p>3 災害休暇を請求するときは、災害により現住居が滅失し、若しくは損壊したこと又は生活に必要な水、食料等が著しく不足したことを確認できる証明書等を示さなければならない。</p> <p>(介護休暇)</p> <p>第35条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 介護休暇を承認された期間又は前項に規定する介護休暇の利用方法は<u> </u>、承認された各期</p> | <p>(育児時間)</p> <p>第25条 育児時間は、生後1年3月に達しない生児を育てる職員が生児を育てるための休暇とする。</p> <p>2 育児時間は、正規の勤務時間において、1生児（1回の出産で生まれた複数の生児は、1生児とみなす。以下同じ。）について1日2回それぞれ45分間承認する。ただし、教育委員会の承認を受けた場合には、1日について2回を超えず、かつ、90分を超えない範囲内で1回につき30分以上（生後1年に達し、かつ、生後1年3月に達しない生児にあっては、15分以上）で45分に15分を単位として増減した時間とすることができる。</p> <p>3～6 略</p> <p>(災害休暇)</p> <p>第31条 災害休暇は、職員の現住居が地震、水害、火災その他の災害により滅失し、又は損壊したことにより、職員が当該住居の復旧作業等のため勤務しないことが相当と認められる場合の休暇とする。</p> <p>2 災害休暇は、日を単位として、災害により現住居が滅失し、又は損壊した<u> </u>日から起算して7日を超えない範囲内で必要と認められる期間承認する。</p> <p>3 災害休暇を請求するときは、災害により現住居が滅失し、又は損壊した<u> </u>ことを確認できる証明書等を示さなければならない。</p> <p>(介護休暇)</p> <p>第35条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項<u> </u>に規定する介護休暇の利用方法は、第1項ただし書の規定により承認された介護休暇にあっては、承認された期間</p> |

| 新 | 旧 |
|--------------------------------|---------------------------------|
| 間について1回に限り変更することができる。 4～7 略 | __について1回に限り変更することができる。 4～7 略 |